

令和 5 年 4 月 19 日

山形県空手道連盟 加盟団体代表者 各位

山 形 県 空 手 道 連 盟
会 長 安 達 剛
理事長 遠藤 隆夫
同 資格審査委員会
委員長 石川 寿広

令和 5 年度春季公認段位及び 1 級位審査会のご案内

陽春の候 皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本連盟の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、下記のとおり開催いたします。つきましては各団体の受審希望者へのご案内下さりますようお願い申し上げます。なお、本年度の審査会は新型コロナウイルス感染拡大前と同様に通常形式での開催となりますことご承知おき下さい。

記

1. 日 時 令和 5 年 5 月 21 日（日）午前 9 時 30 分（9 時～受付）

2. 会 場 天童市スポーツセンター 第二武道場

〒994-0004 天童市小関 1230 番地 電話（023）654－6100.

3. 審査対象段位及び級位

少年：1 級位（10 級位まで）から 2 段位

一般：初段位から 3 段位

《確認事項》

- (1) 受審する級位・段位を申込書に記入のこと。
- (2) 受審する級位に技量が満たない場合は審査員が認めた級位になることがある。
- (3) 段位の跳び段は認めない。少年段位から一般段位に移行したのと同時に 2 段位 3 段位を受審することは出来ない。
- (4) 審査受審には各段位取得後 1 年の経過を要する。ただし、1 級位取得後の年度内に初段位を受審することは認める。
- (5) 初段位直接受審及び初段位移行受審の申の際、1 級位証書の写しの添付が必要。
- (6) 満 15 歳以上で義務教育修了者は、少年段位ではなく一般段位の受審対象となる。
- (7) 全空連会員登録者であること。会員未登録の方は受け付けない。

4. 審査内容

(1) 直接受審の場合

- ① 初段位の審査については、全空連指定形（第 1 指定形又は第 2 指定形）の中から一つの形を選択すること。
- ② 2・3 段位の審査については、全空連指定形（第 1 指定形又は第 2 指定形）の中から一つと、得意形一つを合わせて二つの形を選択すること。ただし、ピンアン（又は平安）初段～五段、撃砕第一及び、第二、並びにナイハンチ（又は鉄騎）初段～参段は除く。
- ③ 自由組手 2 回以上（安全具着用のこと）。なお、年齢等により自由組手ができない場合は、基本組手を 2 つ行うことも可能とする。
- ④ 1 級位の審査については、ピンアン（又は平安）初段～五段、撃砕第一及び第二又は第 1 指定形から 1 つの形を選択すること。自由組手 1 回（安全具着用のこと）。

(2) 移行受審の場合

- ① 全空連会員登録者であること→会員未登録の方は受け付けない。
- ② 流会派の段位保持者で、全空連段位を希望する者。
- ③ 全空連少年段位保持者で、全空連一般段位に移行を希望する者。

5. 申込み手続き

(1) 申請書

山形県空連ホームページよりダウンロードのこと。ただし、移行希望者は流会派の段位証書の写し、全空連少年段位から一般段位の移行者は少年段位証書の写し（A4 版に縮小）を添付のこと。

(2) 受審料 段位 8,000 円 級位 4,500 円

(3) 登録料 ①初段位 12,000 円 2 段位 13,000 円 3 段位 15,000 円

 ②少年初段位 9,000 円 少年 2 段位 10,000 円

※受審料の送金については、移行者の場合は登録料も併せて送金のこと。

《送金先》送金口座 ゆうちょ銀行口座

 口座名義 山形県空手道連盟資格審査部

 口座番号 02290-3-120913

締切日 令和 5 年 5 月 15 日（月）必着のこと（団体名で振込み下さい）

申込先（申込書類一式を郵送下さい）

〒990-0401 東村山郡中山町長崎 843-3-104

山形県空手道連盟資格審査委員会

事務長 齋藤 聡 携帯 080-3443-4384

(4)その他

- ①審査会場には、審査員・受審者・係員以外の方は入場を禁じる。
- ②受審料は必ず事務手数料（級位：500 円、段位 1,000 円）を差し引いた金額を振り込むこと。
- ③全空連会員登録の有効期限切れの場合は受審できないので、申込時に確認すること。

6. 新型コロナウイルス感染症対策について

「山形県空手道連盟 感染拡大防止ガイドライン」に沿って審査会を開催します。

(1) 当日、以下の状態に該当する場合は参加を見合わせて下さい。

- ①発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ②過去 5 日以内に陽性判定を受けた者との濃厚接触があった場合

(2) 審査会場での感染予防を周知徹底して下さい。

- ①不織布マスクの着用は個人の判断に委ねる。但し、主催者側でマスクの着用が必要と判断した場合はその指示に従うこと
- ②こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- ③ソーシャルディスタンスの確保
- ④大きな声で会話をしないこと
- ⑤感染防止のために主催者が取り決めた措置の厳守、指示に従うこと

(3) その他

審査会后、1 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、審査会主催者に対し速やかに報告すること

以 上